

中山間地域における耕作放棄に対する農家意識
- リンゴ生産地域（青森県大鰐町）における調査から -

Farmers' Attitude to Abandonment of Cultivation in Hilly and Mountainous Areas
- In case of Apple Field Area (Owani town in Aomori prefecture) -

藤崎浩幸* 藤本真人** 谷口建*

FUJISAKI, Hiroyuki* FUJIMOTO, Masato** TANIGUCHI, Ken*

1. はじめに

平成12年度から5年間という期限をつけて導入された中山間地域等直接支払制度は、交付要件を見直してさらに5年間継続されることになった。この制度について、農林水産省が集落協定代表者を対象に行った調査¹⁾では、農業生産活動等に対して、85%の回答者は集落協定締結の効果があつた、と回答し、交付金が廃止された場合には、今後5年間のうちに一部が耕作放棄される71%、大部分が耕作放棄される17%と回答しており、直接支払制度が中山間地域の耕作放棄の防止に効果を上げていることがわかる。

とはいえ耕作放棄の発生には、経済的要因のみならず、農地の状況や農業労働力の問題も関係してくるため、所得補償が得られるから耕作放棄が防止されるとは限らない。そこで本研究では、耕作放棄に対する農家意識を、農地の状況や農業労働力も含めた観点から、ミクロに調査することから、今後の耕作放棄対策のあり方を検討することとした。

2. 調査方法

調査の便から弘前市周辺市町村の中から選定することとし、2000年農林業センサスの耕作放棄地率が12.9%、平成15年度の中山間地域等直接支払制度の実施面積697ha、交付金額4293.4千円と最も高かった大鰐町をまず選定した。次に、大鰐町役場職員から中山間地域等直接支払制度の実施状況の聞き取り調査を行い、集落戸数が中位の集落から、耕作放棄地率が高い集落2集落と低い集落2集落を選定した。そして、この4集落の全戸を対象に調査しようとしたが、出稼ぎ等各種事情を抱えている世帯もあり全戸調査は困難との協定集落代表者の意向から、協定集落代表者に、集落の各層を代表するような15戸程度の調査対象世帯の選定を委ねた。

調査は2004年12月に実施し、協定集落代表者により配布回収をお願いした。回答数は59件で、4集落の中山間地域等直接支払制度の交付対象者に182人に占める割合は32.4%、町全体の交付対象者957人に占める割合は6.1%である。

回答は、各農家の中で農業経営の中心となっている人をお願いした。調査項目は、回答者属性（回答者と家族の年齢、性別、農業従事の程度、農業以外の職業、家計収入に占める農業収入の比率、農産物の作物別売上げ比率）、農地1枚ごとの状況（種別、面積、利用状況、通作距離、傾斜、その他問題点）、農地1枚ごとの利用意向（直接支払の無い場合、5年後、10年後）、各種耕作放棄対策の必要度である。なお、本研究における農地1枚とは、農家が利用方法を同一に扱う単位で、連担する団地と筆や畦区の間中に位置するものである。

3. 調査対象の概要

回答者の年齢は60代が最も多かったものの30代から70代まで分布し、後継者のある

1)農林水産省「平成16年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 中山間地域等直接支払制度に関する意向調査結果」
(http://www.maff.go.jp/www/chiiki_joho/cont/20040930cyosa.pdf)

*弘前大学農学生命科学部 Faculty of Agriculture and Life Science, Hirosaki University **青森県庁 AOMORI Prefectural Government

者（農業従事状況にかかわらず子供が同居）は78%である。性別は男が9割を越えている。専業農家は15%、第1種兼業農家が31%である。販売する農産物構成では、りんごと米が37%、りんごのみが29%とりんご生産が中心である。

回答者の農地はリンゴ園 87 枚 60.9ha(平均 70 アール)、水田 66 枚 29.6ha(平均 45 アール)などで 179 枚 93.6ha である。傾斜は緩傾斜地が 66%で、通作距離が近いが 57%、日当たりが悪い 34%、形が悪い 33%、土が悪い 33%、鳥獣害を受けやすい 25%、通作道が悪い 25%という状況である。

4. 耕作放棄・休耕の現況と今後

図 1 に示すように、現在は耕作放棄 4 枚 0.3ha、休耕 7 枚 0.3ha と 1%に達していないものの、直接支払がない場合には耕作放棄 7 枚 1.4ha、休耕 8 枚 6.9ha と全体の 1 割を上回り、さらに 5 年後には耕作放棄 25 枚 12.3ha、休耕 31 枚 10.6ha、10 年後は 39 枚 18.0ha、34 枚 16.2ha と増加して全体の 4 割が耕作されない見通しである。

図 2 はその理由を示したものである。現在耕作しない理由は「減反のため」75%、「農地が悪い」

58%であるのに対し、直接支払なしでは「利益が出ない」67%と経済的理由が最も多くなる。そして 5、10 年後では「人手が足りない」や「体力が衰え意欲がない」が 6 割と最も多くなり、労働力問題が主因となることがわかった。このことは 10 年後の耕作見通しについて、現在 50 代の回答者では 10 年後に耕作する農地が 8 割であるのに対し、70 代の回答者では 10 年後に耕作する農地は皆無であること、直接支払の交付対象の傾斜地でも耕作する農地は 5 割、問題のない農地でも耕作は 4 割に過ぎない結果にも現れている。

各種耕作放棄対策について必要を問うた結果、「必要」が多かったのは「地域ぐるみの活動」「所得補償制度の充実」「高収入作物の導入」「担い手の育成」が 7 割前後であるのに対し、「必要ない」が多かったのは「農地を自然に還す取り組み」44%、「最低限の農地管理」と「農業公社の設立」が 15%前後であった。

5. おわりに

今回の調査から、現時点では直接支払制度の導入により収入が上がらないという経済的理由からの耕作放棄や休耕が抑制されていること、今後は経済的理由や農地基盤状況の良悪に依らず、農業労働力の問題による耕作放棄や休耕の増加が予想されることがわかった。そして今後の耕作放棄対策として、単に条件不利地の農家に所得補償を行うということではなく、誰がその地域の農地を耕作するのか、という農業労働力の確保対策を中心に、その耕作者の経営や農地状況を考えていく必要があることが推測された。調査に際し、大鰐町役場ならびに関係集落の皆さん方のお世話になった。付記して謝意を表す。

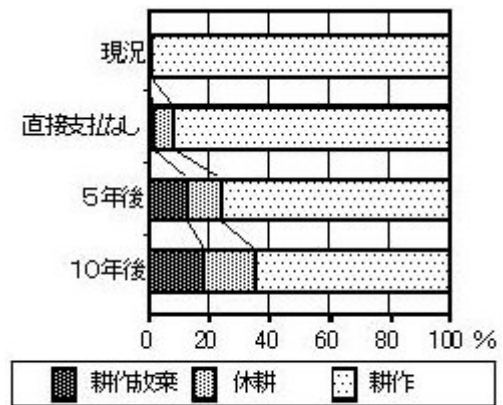


図1. 耕作放棄・休耕する農地の面積割合

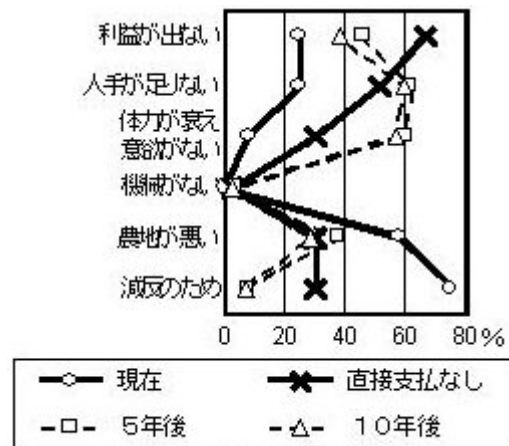


図2. 耕作放棄・休耕の理由(複数回答)